

西宮市保育体制強化事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材を保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担を軽減することによって、西宮市の保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備するとともに、児童の園外活動時の安全管理を図るため、保育体制強化事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象となる施設)

第2条 補助の対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、西宮市内に所在し、かつ、次に掲げるものとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（同法第35条第4項の規定により認可を受けた施設に限る。）
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

(補助の対象となる者)

第3条 補助の対象となる者は、保育士資格を有しない者で、次に掲げる業務を行う者（以下「保育支援者」とする）とする。

- (1) 保育整備、遊ぶ場所、遊具等の消毒・清掃
- (2) 給食の配膳・あとかたづけ
- (3) 寝具の用意・あとかたづけ
- (4) 外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳
- (5) 市町村が認めた交通安全に関する講習会等を修了した者による、児童の園外活動時の見守り等
- (6) その他、保育士の負担軽減に資する業務

2 前項の規定にかかわらず、平成26年3月31日以前に、すでに補助対象施設に配置されている者は、保育支援者とはならない。

(補助要件)

第4条 保育体制強化事業を実施する補助対象施設は、次に掲げる要件を満たす施設とする。

- (1) 保育支援者を配置していること
- (2) 次に掲げる内容を記載した実施計画書を提出していること
 - ア 保育支援者の業務及び保育士の業務負担が軽減される内容
 - イ 職員の雇用管理又は勤務環境の改善に関する取組（保育支援者の配置を除く。）
- (3) 保育支援者が、国、都道府県、西宮市以外の市町村若しくは西宮市の他の加算又は補助金等の対象となっていないこと

(補助対象経費)

第5条 補助対象となる経費（以下、「補助対象経費」とする）は、西宮市内の補助対象施設における保育支援者の配置に要する費用のうち別表に掲げるものとする。

(補助金額)

第6条 市長は、前条に掲げた補助対象経費に対して月額100,000円を上限に補助する。ただし、1,000円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。

2 保育支援者が第3条第5号に掲げる業務を行う場合、前項の規定は、「100,000円」とあるのは「145,000円」に読み替えるものとする。

(交付申請)

第7条 西宮市補助金等の取扱いに関する規則（昭和57年西宮市規則第81号。以下「補助金規則」という。）第7条第4号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 実施計画書
- (2) 保育支援者の雇用契約書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(実績報告)

第8条 補助金規則第14条第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 保育支援者にかかる給与明細書又は賃金台帳の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補則)

第9条 補助金の交付等に関し、この要綱に定めのない事項については、補助金規則に定めるところによる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年1月22日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年12月6日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年5月11日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表（第5条関係）

補助対象経費
報酬
給料
職員手当等
賃金
報償費
旅費
共済費
役務費
委託料
使用料
賃借料
散歩等の児童の園外活動時の見守りに要する費用